

発第406号  
令和4年7月21日

当座勘定取引先 御 中

日 本 銀 行

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」等の一部改正について

先般、500円ニッケル黄銅貨の本行からの支払いについては、本年7月末をもって終了する旨お知らせしたところです。

これに関して、下記1. および2. に掲げる細則をそれぞれ別紙1および別紙2のとおり一部改正し、本年8月1日から実施することとしましたので通知します。

—— 改正後の細則および「支払金内訳」の本ホームページ掲載書式（Excelファイル版）につきましては、上記実施日に、本ホームページに掲載します。

**<留意事項>**

- 500円ニッケル黄銅貨の通常貨は現行どおり正貨と損貨に選別のうえ、損貨については速やかに、ご入金ください。正貨については、自主的な融通に充てていただいて差し支えありません。
- 500円ニッケル黄銅貨の通常貨に限っては、造幣局が施封した大袋のまま、自己の金融機関が特定できる表示を行うことにより、正貨として日本銀行へ入金していただくことができます。
- 「支払金内訳」につきましては、同日以降も本行から交付している書式または（現在掲載しているExcelファイル版の書式を加工したものなど）勘定店にご相談のうえ使用しているフォームをそのまま使用していただくことができます。

記

- 1. 「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」 . . . . . 別紙1
- 2. 「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」 . . . . . 別紙2

以 上

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における  
現金受払用）」中一部改正

○ 1. (1) 又. を横線のとおり改める。

1. 基本的な事項

(1) 用語の定義

又. 旧貨 貨幣のうち、現在発行されていないものをいいます。

ただし、500円貨（ニッケル黄銅・7.0g）は新貨に区分します。

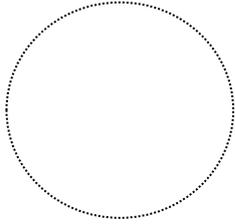
○ 書式第3号を横線のとおり改める。

書式第3号

## 支 払 金 内 訳

番号札
-----

(日付) . . . . .

金 種		金 額			内 訳									
					印刷局封			日銀封						
銀 行 券	E一万 <small>円券</small>			千円							千円		千円	E一万
	E五千 <small>円券</small>													E五千
	E 千 <small>円券</small>													E 千
	D二千 <small>円券</small>													D二千
貨 幣	500 <small>円貨</small>				<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 60%;"> <p>(コード番号&lt;7桁&gt;・取引先名)</p> <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black; margin: 5px 0;"/> <div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 10px;"></div> </div> <div style="width: 35%; text-align: center;">  </div> </div>									
	500 <small>円貨</small>													
	500 <small>円貨</small> <small>黄銅 7.0 g</small>													
	100 <small>円貨</small>													
	50 <small>円貨</small>													
	10 <small>円貨</small>													
	5 <small>円貨</small>													
1 <small>円貨</small>														
合 計														

(注1) }  
 (注2) } 略 (不変)

- 別紙1中、1.(5)を横線のとおり改める。

別紙1

現金による当座勘定への入金時の当該現金の整理および施封の方法

1. 銀行券

(5) 金融機関名等の表示

・ }  
・ } 略(不変)  
・ }

・印刷局封の束については、大帯に金融機関が特定できる表示を行うことにより、破封することなくその金融機関の束とすることができます。ポリエチレン包装されている束については、表面に白紙を貼り、そこに金融機関が特定できる表示を行うことにより、破封することなくその金融機関の束とすることができます。ただし、印刷局封については、偽造防止の観点から、特に指示がない限り、極力市中への支払に充てて頂きますようご協力をお願いしますください。

○ 別紙1中、2.(3)を横線のとおり改める。

## 2. 貨幣

### (3) 表記の表示

(表記の概観図)

略 (不変)
--------

・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・

} 略 (不変)

・造幣局が施封した大袋は、自己の金融機関が特定できる表示を行うことにより、破封することなくその金融機関の大袋とすることができます。ただし、造幣局が施封した大袋（500円貨（ニッケル黄銅・7.0g）の通常貨を収容した大袋を除く）については、偽造防止の観点から、特に指示がない限り、市中への支払に充ててください。

- (参考) 中、2.(1) を横線のとおり改める。

(参考) 現金一覧表

2. 貨幣

(1) 通常貨

イ. 現在発行されているもの

額面	素材	直径 (mm)	量目(g)	図柄	発行開始年
500 円	ニッケル黄 銅、白銅及び 銅	26.5	7.1	桐	令和3年
	<del>ニッケル黄銅</del>		<del>7.0</del>		平成12年
100 円	略(不変)				
50 円					
10 円					
5 円					
1 円					

ロ. 現在発行されていないもの

額面	素材	直径 (mm)	量目(g)	図柄	発行開始年
500 円	<u>ニッケル黄銅</u>	26.5	<u>7.0</u>	桐	<u>平成12年</u>
	白銅		7.2		昭和57年
100 円	略(不変)				
50 円					
10 円					
5 円					

「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」中一部改正

- 第1編1.(5)を横線のとおり改める。

第1編 日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則  
＜オンラインによる受払編＞

1. 基本的な事項

(5) 対象貨幣

受直送または直送払を行う貨幣は、通常貨のうち現在発行されているもので大袋包装封としたものに限り、ただし、500円貨（ニッケル黄銅・7.0g）の通常貨で大袋包装封としたものは、受直送の対象とします。

○ 書式第3号を次のとおり改める（全面改正）。

書式第3号

(日 付)

日本銀行〇〇支店 御中

(取引先)

直送希望通知

年 月分の受直送または直送払の実施希望は以下のとおりです。

▽受直送

(単位：大袋包装封)

貨種	上旬	中旬	下旬	合計
500 円貨				
うちニッケル黄銅、白銅及び銅 7.1 g				
うちニッケル黄銅 7.0 g				
100 円貨				
50 円貨				
10 円貨				
5 円貨				
1 円貨				
合 計				

▽直送払

(単位：大袋包装封)

貨種	上旬	中旬	下旬	合計
500 円貨				
100 円貨				
50 円貨				
10 円貨				
5 円貨				
1 円貨				
合 計				

(注1) 受直送または直送払実施希望月の前々月25日の午後4時までには通知してください。

(注2) 受直送または直送払を実施できない営業日があれば以下に記入してください。

( )

以 上

○ 書式第5号を横線のとおり改める。

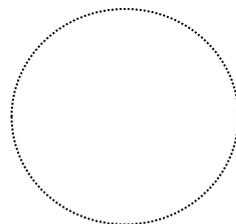
書式第5号

## 支 払 金 内 訳

(日付) . . . . .

番号札
-----

	金 種	金 額			内 訳						
					印刷局封			日銀封			
銀 行 券	E一万 円券			千円			千円			千円	E一万
	E五千 円券										E五千
	E千 円券										E千
	D二千 円券										D二千
貨 幣	500 円貨				<div style="text-align: center;">(コード番号&lt;7桁&gt;・取引先名)</div> <hr style="width: 50%; margin: 10px auto;"/> <div style="text-align: center;">(顔写真登録番号) 授受責任者には○を付す</div> <div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 10px;"></div>						
	500 円貨 黄銅 7.0 g										
	100 円貨										
	50 円貨										
	10 円貨										
	5 円貨										
	1 円貨										
合 計											



(注1) }  
 (注2) } 略 (不変)

- 第2編1.(4)を横線のとおり改める。

第2編 日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則  
＜非オンラインによる受払編＞

1. 基本的な事項

(4) 対象貨幣

受直送または直送払を行う貨幣は、通常貨のうち現在発行されているもので大袋包装封としたものに限ります。ただし、500円貨（ニッケル黄銅・7.0g）の通常貨で大袋包装封としたものは、受直送の対象とします。

○ 書式第3号を次のとおり改める（全面改正）。

書式第3号

（日 付）

日本銀行〇〇支店 御中

（取引先）

直送希望通知

年 月分の受直送または直送払の実施希望は以下のとおりです。

▽受直送

（単位：大袋包装封）

貨種	上旬	中旬	下旬	合計
500 円貨				
うちニッケル黄銅、白銅及び銅 7.1 g				
うちニッケル黄銅 7.0 g				
100 円貨				
50 円貨				
10 円貨				
5 円貨				
1 円貨				
合 計				

▽直送払

（単位：大袋包装封）

貨種	上旬	中旬	下旬	合計
500 円貨				
100 円貨				
50 円貨				
10 円貨				
5 円貨				
1 円貨				
合 計				

（注1）受直送または直送払実施希望月の前々月25日の午後4時までには通知してください。

（注2）受直送または直送払を実施できない営業日があれば以下に記入してください。

（ ）

以 上

○ 書式第5号を横線のとおり改める。

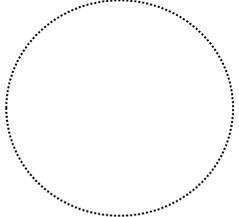
書式第5号

## 支 払 金 内 訳

(日付) . . . . .

番号札
-----

	金 種	金 額			内 訳							
					印刷局封			日銀封				
銀 行 券	E一万 円券			千円							千円	E一万
	E五千 円券											E五千
	E千 円券											E千
	D二千 円券											D二千
貨 幣	500 円貨				<div style="text-align: center;">(コード番号&lt;7桁&gt;・取引先名)</div> <hr style="width: 20%; margin: 5px auto;"/> <div style="text-align: center;">(顔写真登録番号) 授受責任者には○を付す</div> <div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 20px; margin: 10px auto;"></div>							
	<del>500 円貨</del>											
	<del>500 黄銅 7.0g</del>											
	100 円貨											
	50 円貨											
	10 円貨											
	5 円貨											
1 円貨												
合 計												



(注1) }  
 (注2) } 略 (不変)